

料 金 表（1割負担の場合）

1. 介護給付サービスによる料金

下記の表によって、ご利用者の要介護度に応じたサービス利用料金から介護保険給付費額を除いた金額（自己負担額）をお支払い下さい。（サービス利用料金は、ご利用者の要介護度に応じて異なります。）

＜従来型多床室＞	要支援 1	要支援 2	要介護 1	要介護 2	要介護 3	要介護 4	要介護 5
1. サービス利用料金	¥4,460	¥5,550	¥5,960	¥6,650	¥7,370	¥8,060	¥8,740
2. うち介護保険から 給付される額	¥4,014	¥4,995	¥5,364	¥5,985	¥6,633	¥7,254	¥7,866
3. サービス利用に係る 自己負担金	¥446	¥555	¥596	¥665	¥737	¥806	¥874
4. サービス提供体制強化加算 I	¥22						
5. 看護体制加算（Ⅰ）	¥4						
6. 看護体制加算（Ⅱ）	¥8						
7. 看護体制加算（Ⅲ）Ⅰ	¥12						
8. 看護体制加算（Ⅳ）Ⅰ	¥23						
9. 機能訓練体制加算	¥12						
10. 夜勤職員配置加算（Ⅰ）	¥13						
11. 夜勤職員配置加算（Ⅲ）	¥15						
12. 食事に係る自己負担額							
被保険第 1 段階	¥300						
被保険第 2 段階	¥390						
被保険第 3 段階	¥650						
被保険第 4 段階以上	¥1,392						
13. 居住に係る自己負担額							
被保険第 1 段階	¥0						
被保険第 2 段階	¥370						
被保険第 3 段階	¥370						
被保険第 4 段階以上	¥855						
14. 自己負担額合計							

2. その他介護給付サービス加算

加算	介護給付額 100%	内自己負担額 10%
送迎加算（片道）	1回 1,840円	1回 184円
療養食加算	1回 80円	1回 8円
若年性認知症利用者介護加算	1日 1,200円	1日 120円
緊急短期入所受入加算	1日 900円	1日 90円
介護職員処遇改善加算（Ⅰ）	1ヶ月に算定された所定総単位数に8.3%を乗じその額に1単位10円を乗じた額	介護給付費の10%
介護職員等特定処遇改善加算（Ⅰ）	1ヶ月に算定された所定総単位数に2.7%を乗じその額に1単位10円を乗じた額	介護給付費の10%

※介護保険からの給付額に変更があった場合、変更された額に合わせて負担額を変更します。

※所得に応じて負担割合が異なります。

※食費については、朝食 182円・昼食 605円・夕食 605円の食事状況でご負担いただきます。

ただし、食費負担限度額認定者はその負担限度額が上限となります。

※介護職員処遇改善加算は、区分支給限度額の算定対象から除外されます。

※サービス提供体制強化加算は、区分支給限度額の算定対象から除外されます。

※連続して30日を超えて自費利用を挟み、同一事業所を長期利用された場合に、連続30日を超えた日から減算となります。

※新型コロナウイルス感染症に対応するための特例的な評価として、令和3年9月末までの間、基本報酬に0.1%上乗せになります。

3. その他の介護保険の給付対象とならないサービス

（1）特別な食事：要した費用の実費

※重要事項説明書5（2）①に定めのとおり、個人の希望により特別に用意する食事・外食等にかかった費用は実費負担となります。

（2）レクリエーション、クラブ活動：材料代等の実費をいただくこともあります。

※個別サービス項目と費用負担については参考例です。その他のサービスを希望される場合はその都度ご相談下さい。